

2 騒音発生施設（条例第2条第11号）

騒音規制地域内において次表に掲げる騒音発生施設を有する工場・事業場は、騒音特定工場等となり、県条例によりその所在地を管轄する市町村長への届出が必要となる。

番号	施設名	規 模	
1	金属加工用の旋盤 (ベルト駆動式のものであること)	すべてのもの。	
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 3.75 kW以上 7.5 kW未満であること。	
3	コンクリート製品製造用のコンクリートプラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 m ³ 未満であること。	
4	金属加工機械	(1)チッパー	原動機の定格出力が 2.25 kW未満であること
		(2)製材用帯のこ盤 及び丸のこ盤	原動機の定格出力が 7.5 kW以上 15 kW未満であること。
		(3)木工用帯のこ盤 及び丸のこ盤	原動機の定格出力が 1.5 kW以上 2.25 kW未満であること。
		(4)かんな盤	
5	冷凍機	原動機の定格出力が 3.75 kW以上であること。	
6	冷却器	原動機の定格出力が 0.75 kW以上であること。	
7	バーナー	燃料の消費能力が 1 時間当たり 50L 以上であること。	

備考 冷凍機は空調装置を含む。